
AMT/NEWSLETTER

Corporate

2026年6月17日

会社法改正の最新動向

—法制審議会会社法制部会第9回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 野村 直弘 / 弁護士 野村 賢太郎

Contents

I. 第9回会議の概要

1. 議事の概要
2. 部会資料の概要
3. 参考資料の概要

II. 株主総会の在り方に関する「その他」の見直し

1. 316条2項に規定する調査者制度の見直し
2. 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

III. 指名委員会等設置会社制度の見直し

1. 参考人に対するヒアリング
2. 検討の方向性
3. 指名委員会等の権限の見直し
4. 監査委員会の権限等の見直し

IV. 役員等の責任に関する規律の見直し

1. 責任限定契約制度の見直し
2. 株主代表訴訟制度の見直し

V. 次回以降の会議の見直し

I. 第9回会議の概要

1. 議事の概要

2025年12月24日、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会の第9回会議が開催された¹。

第9回会議では、「株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討(二読)(2)」として、①その他(会社法316条2項に規定する調査者制度の見直し、株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し)、「企業統治の在り方に関する規律の見直しに関する論点及びその他の論点の検討(二読)」として、②指名委員会等設置会社制度の見直し、および③役員等の責任に関する規律の見直しが検討事項として審議された。これらの検討事項は、すでに第4回会議および第5回会議でいわゆる「一読」として審議されたが、その議論の結果を踏まえ、第9回会議で「二読」として更なる検討が行われた。なお、②の審議に当たっては、参考人に対するヒアリングも実施された。

以下、特段の断りのない限り、条文番号は会社法のそれを指す。

2. 部会資料の概要

「部会資料8」は、上記1.の①について、「部会資料9」は、上記1.の②と③について、論点を問題提起した上で、補足説明を記載している。その内容および委員・幹事から示された意見の概要は、後記II.～IV.で紹介する。

3. 参考資料の概要

第9回会議には2つの参考資料が提出された。

「参考資料22」は、経団連が実施した事業報告等と有価証券報告書の一体開示および一本化に関するアンケート調査の結果概要を報告するものであるが、この論点が第9回会議では(時間切れで)審議されなかったことから、第9回会議では言及されなかった。

「参考資料23」は、経済産業省産業組織課が作成した資料であり、上記1.の②と③を含む論点について、同課の見解が説明されている。

II. 株主総会の在り方に関する「その他」の見直し

1. 316条2項に規定する調査者制度の見直し

316条2項に規定する調査者(以下「2項調査者」という。)制度の見直しとして、「部会資料8」では、第4回会議の議論を踏まえ、表1記載の規律を設けることの是非が検討事項とされた。

(表1)「部会資料8」で提案された2項調査者制度の見直しに関する規律の概要

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 取締役会設置会社において動議により決議をすることができる株主総会の目的である事項から、2項調査者の選任を除外する。● 2項調査者の選任を株主総会の目的である事項として297条1項の規定により株主総会の招集を請求する株主(以下「提案株主」という。)は、当該請求に際して、2項調査者の選任に関する議案について、①提案の理由、②調査の目的である事項、③候補者に関する一定の事項、④報酬等を取締役に通知しなければならない、取締役(297条4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主)は、株主総会の招集に際し |
|---|

¹ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00322.html(2026年6月10日最終閲覧)

て、これらの通知された事項を株主に通知しなければならない。

- 960 条 1 項の特別背任罪の主体に 2 項調査者を加える。

これについては、2 項調査者の制度を廃止して検査役と監査役に発展的に解消していく方向性もあり得るとの指摘もあったが(齊藤委員)、廃止せずに制約・規制して残す方向性に賛成する意見が多いようである(臼井委員、内田委員)。また、表 1 の規律について、以下のような指摘がなされた。

- ◆ 機密情報の外部流出や不正利用のおそれに対処するためには、2 項調査者がアクセスできる情報自体を合理的に制限すべきであるが、アクセスできる情報の範囲を会社が判断できる程度に具体的な調査目的を要求することが考えられ、また、調査目的にかなう情報であっても、機密情報へのアクセスを制限する(裁判所の許可を得て調査を拒絶する権利を会社に認める)ことも考えられる(久保田委員)。

2. 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

いわゆる総会検査役の選任の申立権者は、①株式会社または②総株主の議決権の(原則として)100 分の 1 以上の議決権を有する株主とされているが(306 条 1 項)、この申立権者に取締役・執行役・監査役を加えることについて、「部会資料 8」では、第 4 回会議の議論を踏まえ、具体的な必要性がないのであれば見直しをしないものとするのが提案された。

これについては、潜在的なニーズがあり得るとすれば、中間試案に載せて幅広く意見を募る必要があると思われるとの意見が示された(齊藤委員)。

III. 指名委員会等設置会社制度の見直し

指名委員会等設置会社制度の見直しについては、①指名委員会の権限の見直し、②監査委員会の権限等の見直しおよび③モニタリング・モデル²をより強く指向する会社のための機関形態としての見直しが議論されていた(詳細は、第 5 回会議の議事概要・議事詳細を参照³)。

「部会資料 9」では、第 5 回会議の議論を踏まえ、これらの検討事項が、後記 2. ～4. のとおり再編されている。

なお、第 9 回会議では、これらの事項について委員・幹事の意見交換が行われる前に、参考人として淡輪敏氏(一般社団法人日本取締役協会コーポレート・ガバナンス委員会委員長)および太田洋氏(同副委員長)に対するヒアリングが実施された。

1. 参考人に対するヒアリング

太田参考人からは、指名委員会等設置会社制度の改善を必要とする立法事実が存在することに関して、大要以下の説明がなされた。

- ◆ 指名委員会等設置会社制度は、(委員会等設置会社制度として)平成 14 年商法改正で導入された当時から、基本的な構造がほとんど変わっていないが、平成 14 年当時は、社外取締役の適任者がきわめて限られていたという日本の実情を踏まえ、諸外国と比べても特殊な、各委員会の権限が非常に強い機関設計とされた。しかし、現在では、東証プライム市場の上場会社の 4 分の 1 超で取締役会の過半数が独立社外取締役であるなど、平成 14

² 業務執行者に対する監督を中心とした取締役会を基本とする企業統治の構造をいう。

³ 第 5 回会議

議事概要:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250925.pdf

議事詳細:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260129.pdf

年当時とは全く異なる状況になっていることからすれば、指名委員会に取締役会でも覆せない決定権限を付与する必然性はもはや失われており、社外取締役が過半数である場合には指名委員会の決定を覆せる仕組みにすることに相応の合理性がある。

- ◆ 現状で、東証プライム市場において、監査等委員会設置会社の数は全体の 48%である一方で、指名委員会等設置会社の数は全体の 5%にとどまっており、現行の指名委員会等設置会社への移行を躊躇・断念させる要因となっている制度的な課題があることを強くうかがわせる。日本取締役協会の会員企業に実施したアンケート調査⁴でも、取締役会でも決定を覆せないという指名委員会の権限の強さや、必置三委員会の権限が法定されていて制度設計の自由度が欠けることを理由に、移行を実際に断念したという意見や、指名委員会の権限の強さに対する不安が払拭されれば移行を検討するという意見もみられた。また、指名委員会に対する牽制が効かない構造になっていることに起因した問題事例も発生している。
- ◆ 第 5 回会議では、見直しに疑問を呈する意見もいくつか示されたが、以下の理由でいずれも賛同できない。
 - (a) 取締役全員を指名委員会の委員とすれば足りるという意見については、特に報酬委員会や監査委員会の委員を務める取締役の負担が過大になるだけでなく、取締役の選解任といった機微な人事に関する事項を(事務局等の従業員も同席している)取締役会全体で議論することは不適切である。任意の諮問委員会を設置して機微な問題を議論させるという対応も、指名委員会の権限を骨抜きにしている印象を与え、機関投資家を含めた株主から非常に不自然にみられかねない。
 - (b) 指名委員会の委員を解職すればよいという意見については、社外取締役の人数の確保や引継ぎの負担等の問題があるほか、指名委員会が決定した取締役候補者のうち数名のみが不適切という状況で、当該決定の変更にとどまらず委員の解職まで行くとすれば過剰であり、レピュテーションの問題も生じる。
 - (c) 取締役会が指名委員会の決定を覆せることが常によいとはいえないとの意見については、実際に覆すことが目的というよりも、取締役会が最終的に覆せる権限を有することが、指名委員会の恣意的な権限行使に対する牽制として機能するという点に意義がある。

また、淡輪参考人からも、補足として大要以下の説明がなされた。

- ◆ 指名委員会の権限が恣意的に行使され、それを制御できなかった事例が複数社で発生した。指名委員会の委員の人选によってはそのような暴走事例が起こり得るという点が、指名委員会等設置会社への移行を検討する際の最大の懸念材料になっていると思われる。
- ◆ 報酬委員会については、報酬が企業規模、売上、業績等により標準化された水準の範囲で決定されているという運用があり、恣意的な権限行使の危険性は指名委員会ほど高くない。

その後、委員・幹事から参考人に対する質疑応答が行われ、その中で、参考人から以下のような説明もなされた。

- ◆ 指名委員会の会社法上の権限は、取締役の選解任議案の内容の決定に限られているが、実務上、上場会社で指名委員会の委員には大企業の経営トップ経験者が多く就任しているという事情もあり、(取締役の選解任に限らず)およそハイランクの役員人事全般について、指名委員会が取り扱うものという認識がある程度生じている。その決定には相当な重みがあり、取締役会としてはそれに依拠できるという意識が働く。また、法律専門家ではない社外取締役の中には、執行役の人事についても指名委員会が実質的な決定権を有していると誤解している者もいる。
- ◆ 指名委員会の委員の解職という抑止力は、効果が甚大であるがゆえに実務上は実行できていないのであり、むしろ、取締役会が指名委員会の決定を覆せるという(より効果が弱い)抑止力のほうが、現実的な牽制として機

⁴ ただし、回答を得られたのは全体で 48 社(指名委員会等設置会社の 10 社、監査役会設置会社の 24 社、監査等委員会設置会社の 14 社)である。

能すると期待できる。

2. 検討の方向性

モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態としての見直しについては、第5回会議でさまざまな意見がみられ、迅速に成案を得ることは容易でないと思われる。そのため、「部会資料 9」では、そのような大きな観点からの見直しは中長期的な課題とし、今回の部会においては、あくまで現時点で具体的な支障や不都合が生じている点に限定してその是正をするための見直しを検討することが提案された。

これについて、中長期的な課題として整理することの可否のほか、特にポイントとなる点や見直しの選択肢を中間試案に記載してパブリック・コメント(以下「パブコメ」という。)で意見を募るのがよいとの指摘がなされた(久保田委員、矢野幹事、松井(智)委員)。また、以下のような意見もみられた。

- ◆ 上場企業のガバナンスや機関設計の改善というテーマは、中長期的な対応で足りるというよりも、相応に差し迫った課題という認識であり(臼井委員)、パブコメでは、見直しの停滞や棚上げと受け取られないよう注意して発信・説明すべきである(内田委員)。
- ◆ パブコメに付すのであれば、モニタリング・モデルを指向する観点からの見直しについても意見を募ってよいと思われるところ、指名委員会等設置会社については取締役会の過半数を社外取締役にすることを義務付けた上で、指名委員会と報酬委員会の権限について諮問型と決定型のいずれにするかを定款で決めることができるとすることも選択肢となり、また、指名委員会の権限をより拡張することも選択肢にしてよいと思われる(田中委員)。

3. 指名委員会等の権限の見直し

(1) 指名委員会の権限

指名委員会等設置会社において取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任・解任議案の内容に係る指名委員会の決定の内容を取締役会決議により変更できる旨の規律を設けることの是非が議論されていたが、第5回会議において、肯定的な意見が複数あった一方で、そのニーズ・必要性に対する疑義や、制度が複雑になることへの懸念も示された。そこで、「部会資料 9」では、この規律を設けることを現時点で正当化するに足りる具体的な支障や不都合が生じているかが検討事項とされた。

委員・幹事の中からは、取締役会決議で覆す場合には株主への開示・説明が行われることを確保した上で、このような規律を設けることに賛成する意見が示された(臼井委員、内田委員)。他方で、経団連のワーキンググループにおいて、指名委員会等設置会社から見直しは不要であるとの意見や、見直しが行われた場合の懸念点を指摘する意見が多数寄せられたとして、慎重な検討を要するとの指摘もなされた(仁分委員)。上記1.のヒアリングを踏まえると、問題の本質は指名委員会の法的権限の所在自体ではないとして、見直しの必要性に疑問を抱く意見も複数みられた。

全体としては、この規律をパブコメに付すことに賛成する意見が多かったものの、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 実務上、指名委員会の委員を解職することにレピュテーションリスクがあるのだとすれば、取締役会が指名委員会の決定を覆せたとしても、同様にレピュテーションリスクがあるとして、取締役会での議論が回避され、ガバナンスが実質的に改善しないおそれがあり、また、指名委員会の暴走が懸念されるからといって委員会の権限を弱めた制度に変えることが、中長期的には負のレガシーとならないかという問題もある(松井(智)委員)。
- ◆ 改正提案が対象としているのは社外取締役に取締役会の過半数を占める指名委員会等設置会社であるから、現に具体的な弊害が生じているかを聞くべき相手はそのような会社であるはずなのに、それが日本取締役協会のアンケート調査(上記1.参照)からは判明しないことや、ヒアリングで紹介された、指名委員会の権限が強力な

ので執行役を実務上は解任しづらいという弊害も、(現行法の下でも取締役会決議で解任できるのであるから、) 改正提案とは直接関係のない話であることを踏まえ、改正の理由になるのか疑問がある(藤田委員)。

(2) 報酬委員会の権限

第5回会議において、指名委員会の権限の見直しをする場合には、報酬委員会の権限についても同様の規律を設けるべきとの意見があったことを踏まえ、「部会資料9」では、その見直しをすることを現時点で正当化するに足りる具体的な支障や不都合が生じているかを含め、その是非が検討事項とされた。

委員・幹事の中からは、報酬委員会の権限についても同様の規律を設けることに賛成する意見も示されたが(内田委員)、報酬については株主総会の監督という問題があり、報酬決定を株主総会の権限から外すための条件を考える必要があるため、指名委員会の権限との整合性だけで結論を出すべきものではないとの指摘もなされた(齊藤委員、藤田委員)。

4. 監査委員会の権限等の見直し

監査委員会の権限等の見直しについても議論されていたが、「部会資料9」では、第5回会議における議論を踏まえ、表2記載の規律を設けることの是非が検討事項とされた。

(表2)「部会資料9」で提案された監査委員会の権限等に関する規律の概要

規律① 監査委員会の議事録の閲覧または謄写(以下「閲覧等」という。)
指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役および業務執行取締役は、監査委員会の議事録の閲覧等を行うことができない。
規律② 監査委員の選定および解職手続
株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならない。

(1) 監査委員会の議事録の閲覧等

表2の規律①については、第5回会議において、監査委員でない取締役による監査委員会の議事録の閲覧等を制限することに賛成する意見が多数あった一方で、対象となる取締役の範囲に関しては、複数の異なる意見がみられた。取締役会は監査委員会を監督することが期待されており、執行役を兼ねていない取締役や業務執行取締役でない取締役には議事録の閲覧等を認めるべき場合があり得るとの意見がみられたことを踏まえ、「部会資料9」では、その立場から規律①が提案された。

これについて、反対する意見もあるが(仁分委員)、賛成する意見が多くみられた(久保田委員、臼井委員、北村委員など)。もっとも、閲覧等を認めない取締役の範囲については、執行を兼ねていない社内取締役も執行に非公式な影響を及ぼすことはできるため、社外取締役であるか否かで区別するなど、その影響を勘案して判断すべきとの指摘もなされた(内田委員、田中委員、豊田委員)。

(2) 監査委員の選定および解職手続

表2の規律②は、第5回会議において、各委員会の委員が不当な人事上の不利益を受けることを防止する効果が一定程度期待でき、すでに行われている実務でもあること等を理由に賛成する意見が多数あったことから、「部会資料9」でも提案されたものである。これに関連して、第5回会議の議論を踏まえ、(a)株主総会参考書類に記載された者以外が各

委員会の委員となった場合に、その旨およびその理由を事業報告に記載しなければならないとすることや、(b)監査委員を解職された者または辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して、意見を述べることができることも提案された。

このうち(a)については、任期中に委員が交代した(解職された)場合や株主総会参考書類に記載された者が委員にならない場合も事業報告に記載すべきであること、(b)については、監査委員だけでなく他の委員も対象に含めることも考えられることを指摘する意見もみられた(久保田委員、田中委員)。

(3) その他

常勤の監査委員を選定しない場合に常勤の補助者の設置を義務付けるべきかについても議論されていたが、第 5 回会議において、その必要はないとする意見が多数あったため、「部会資料 9」では、この規律を設けることは提案されていない。

これについては、常勤の補助者の設置を一律に義務付ける提案やその設置の要否について監査委員会に決定権を与える提案をパブコメに付してもよいとの意見(久保田委員)を含め、パブコメでの提案は行うことでよいとの意見が多くみられた。

IV. 役員等の責任に関する規律の見直し

1. 責任限定契約制度の見直し

業務執行取締役等である取締役にも責任限定契約の締結を認めるべきであるかが議論されていたが、第 5 回会議の議論を踏まえ、「部会資料 9」では、見直しの許容性が認められるかについても検討する必要があると留保した上で、表 3 記載の規律を設けることの是非が検討事項とされた。

(表 3)「部会資料 9」で提案された責任限定契約制度に関する規律の概要

規律① 責任限定契約の対象者の範囲
株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取締役等である取締役および執行役を加える。
規律② 利益相反取引により生じた責任の適用除外
次に掲げる取引をした業務執行取締役等である取締役または執行役の 423 条 1 項の責任については、責任限定契約による責任の限定の対象外とする。
ア 356 条 1 項各号(419 条 2 項において準用する場合を含む。)の取引 ⁵
イ 株式会社と当該者との利益が実質的に相反する取引(アに掲げる取引を除く。)

これについては、責任限定契約制度の潜脱的な利用を防止する観点等を踏まえ、責任を限定する必要のある場面を限定的に抽出して議論するのが適切であるとして、広範な責任限定を認めることに反対する意見もみられたが(矢野幹事など)、全体としては、表 3 の規律①を設けること自体には賛成する意見が多くみられた。

また、表 3 の規律②は、第 5 回会議において、(ア)業務執行取締役等である取締役の 356 条 1 項各号の競業取引および利益相反取引や、(イ)形式的にはこれに該当しなくとも、実質的に利益相反のある取引については、責任限定の対象外とすべきとの意見が複数みられたことによるものであるが、「部会資料 9」では、(イ)について、実質的な内容のほか、規定の具体的な文言についても法制的な観点を含めて引き続き検討する必要があることが指摘された。

⁵ 425 条または 426 条の株主総会決議または定款の定めに基づく取締役等による事後的な責任の一部免除制度については、同趣旨の規律を設けないことが想定されている。

この規律②については、委員・幹事からさまざまな意見が示され、たとえば、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 規律②には、(a)業務執行取締役等が実質的な利益相反取引をした場合に、慎重に合理的な取引をしたときでも常に責任限定の対象外となつてよいのか、(b)業務執行取締役等が実質的な利益相反取引をしていない場合は、取引条件の決定に関与するなど、何らかの形で取引に関与したときであっても責任限定の対象に含まれてよいのか、(c)意図的な不正行為や認識ある法令違反を含む作為・不作為等、「ア」と「イ」以外の場合も責任限定の対象外にしないでよいのかといった問題があることからすると、むしろ、これまでと同様に、悪意・重過失がある場合を責任限定の対象外にしつつ、その判断の内容を立法解説で言及して明らかにするという対応も考えられる(久保田委員)。
- ◆ 本来的には「イ」も責任限定の対象外とすることが望ましいが、事前に責任の範囲が限定されることによって適切なリスクテイクができるという責任限定契約の趣旨からすると、対象はある程度明確化すべきであり、「ア」のような 356 条 1 項各号の条文解釈で拡大できる範囲の取引を責任限定の対象外とすることが考えられる(北村委員)。
- ◆ 356 条は長年改正されず、古い解釈論とも結び付いており、また、責任限定すべきでない範囲を過不足なく捉えているともいえないため、356 条とは違う要件立てをしたほうがよい(齊藤委員)。
- ◆ グループ会社間の取引等が広く含まれ得る「ア」よりも、「イ」のほうが、責任限定すべきではないケースを適切に捉えているように思われるため、端的に、株式会社と取締役との間の利益が相反する取引による責任を責任限定の対象外とすることにし、どのような取引がそれに当たるかは解釈に任せるという方向性があり得る(田中委員)。
- ◆ 「イ」を「取引」に限定すると、代表取締役が自己や身内に無償に近い払込金額で株式を割り当てるようなものを捕捉できないため、「行為」等の表現にすべきである(松中幹事、藤田委員)。

2. 株主代表訴訟制度の見直し

株主代表訴訟の要件を厳格化すべきかが議論されていたが、第 5 回会議において、濫用的な訴えが蔓延しているといった立法事実はないなどとして見直しに否定的な意見が複数あったことも踏まえ、「部会資料 9」では、株主代表訴訟の要件の見直しは行わないことが提案された。

見直しを行う案を含めてパブコメに付すべきとの意見もみられたが(仁分委員)、見直しを行わないことでよいとする意見が多数であった。

V. 次回以降の会議の見通し

第 10 回会議は、2026 年 1 月 28 日に開催された。当該会議の議事詳細も追って配信する予定である。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 坂本 佳隆 (yoshitaka.sakamoto@amt-law.com)
弁護士 野村 直弘 (naohiro.nomura@amt-law.com)
弁護士 野村 賢太郎 (kentaro.nomura@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。